

第6回条例検討専門委員会 議事録

日時：平成22年6月15日（火）19：00～21：00

場所：障害者総合支援センター 研修室

次 第

1. 開会
2. 議題
 - ・ 前回議事録の承認
 - ・ 第4、5回条例について話し合う100人委員会及び第3回ヒアリングの報告について
 - ・ 条例の構成案について
3. その他
4. 閉会

配布資料

- 『第6回条例検討専門委員会』次第
第6回条例検討専門委員会座席表
第5回条例検討専門委員会 議事録（案）
資料1 第4回条例について話し合う100人委員会議事録要約版
資料2 第5回条例について話し合う100人委員会議事録要約版
資料3 第3回条例検討専門委員会ヒアリング報告書
資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の構成（案）
資料5 条例と各法の位置づけを示した相関図
参考 他自治体条例の主な項目の対比（抜粋）

出席者（敬称略）

出席委員・・・桑原委員、斎藤委員、柴野委員、嶋垣委員、鈴木委員、野辺委員、
平野委員、増田委員、宗澤委員長、渡辺委員

事務局・・・岡村課長、吉野補佐、企画係担当

1. 開会

開会

（宗澤委員長）

それでは、「第6回条例検討専門委員会」を開催させていただきます。
ここで議題に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願いいたします。

（事務局）

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたく存じます。

『第6回条例検討専門委員会』次第
第6回条例検討専門委員会座席表
第5回条例検討専門委員会 議事録(案)
資料1 第4回条例について話し合う100人委員会議事録要約版
資料2 第5回条例について話し合う100人委員会議事録要約版
資料3 第3回条例検討専門委員会ヒアリング報告書
資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の構成(案)
資料5 条例と各法の位置づけを示した相関図
参考 他自治体条例の主な項目の対比(抜粋)
以上9点でございますが、よろしいでしょうか。

2. 議題

前回議事録の承認

(宗澤委員長)

それでは、次第に添いまして議事の進行をさせていただきたいと存じます。まず、前回の「第5回条例検討専門委員会議事録(案)」につきまして、委員会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、今月上旬に本日の開催通知と合わせまして、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等のご意見がなければ、議事録については、承認することにいたしますが、よろしいでしょうか。
それでは承認いただきました。

第4、5回条例について話し合う100人委員会及び第2回ヒアリングの報告について

(宗澤委員長)

それでは、議題の2「第4、5回条例について話し合う100人委員会及び第3回ヒアリングの報告について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

説明させていただきます。それでは、お手元の資料1の「第4回条例について話し合う100人委員会議事録要約版」をご覧ください。

・第4回条例について話し合う100人委員会について

第4回の100人委員会につきましては、去る5月25日(火曜日)18時から「条例の基本構想」をテーマに与野本町コミュニティセンターにて開催をさせていただいたところでございます。また、第5回の100人委員会につきましても、6月12日(土曜日)にプラザイースト多目的ルームにおいて開催させていただき、「就労」について活発な議論をいただいたところでございます。開催にご協力を賜りました委員の皆様におかれましてはこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。第4回の内容でございますが、「条例の基本構想」ということで、資料1にありますように、広範な意見が出されました。

条例の目的につきましては、「自己選択や自己決定が可能で、必要な支援を差別なく受けられる環境をつくることをしっかりと位置づける。」や「“弱者救済”ではなく、障害者

と健常者の垣根をいかになくすかが問題。関係者や健常者の意識改革が大事。」などの意見が寄せられました。

条例の名称につきましては「“ノーマライゼーション”“インクルージョン”という言葉が分かりにくい。幼い子から高齢者までわかりやすい言葉でふさわしい名称があるのでは。」といったご意見が寄せられました。こちらを受けまして、第5、6回の委員会におきましては、条例の名称についても100人委員会の参加者のご意見がいただけるよう、アンケートを配布することといたしました。今後、ホームページにおきましても同様に募集を行っていく予定です。

条例の対象とする障害者の範囲というところでは、「障害の範囲を狭めないでほしい。障害者を範囲として考える必要があるのだろうか。一般市民の中に含まれているものだとすれば、障害だけを取り上げて特にやらなくてもよいのでは。」といった意見や「知的障害、身体障害、精神障害の3区分や手帳有無に関係なく、発達障害、内部障害、難病、高齢者、妊婦等、様々に弱い立場の人のことを考えたい。一般市民にも関心を持ってもらえるように、範囲を考えたらどうか。」という意見が寄せられました。

続きまして、条例の構成にかかわる部分に対し、出された意見について御紹介させていただきます。総則の部分では「全国に先駆け、さいたま市はこういうことをやるのだ。」という、市の姿勢を宣言として出してほしい。」というご意見がありました。障害者の権利擁護の部分では、「日々起こっている差別や偏見に基づく人権侵害や、移動支援など具体的な制度の不備等の状況を改善していくことが求められる。国と制度との整合性があるので、条例でどこまで踏み込めるのか。」や「“ペナルティ”とあるが、障害のある人が特別扱いされるような印象。逆に障害者が生きにくくなるようでは困る。ただ、差別や虐待の実態への対応は必要。」といった意見がございました。障害者の自立及び社会参加の支援の部分では、追加してほしい項目・内容として、「住まいの確保の仕組み、どこで誰と暮らすのか」や「所得保障」「政治参加についての保障」「医療的な支援」「個々に合わせた教育、医療、情報の保障。」が意見として出されました。

条例の推進体制の部分につきましては、「障害当事者が参加して条例推進を進めるモニタリングのシステム、チェック機能を位置づけるべき。」や「提示された内容では十分に進行管理ができないのでは。もっと仕組みが必要。」という意見が出されました。

そのほかにも、条例への要望として「100人委員会でのみんなの意見が条例に足跡として残っていくように。」や「条例検討専門委員会と100人委員会の間に落差がある。わかりやすい言葉で条例をつくってほしい。」というような要望が出されました。

・第5回条例について話し合う100人委員会について

つづいて、第5回の内容ですが、「就労」という形でテーマを設定させていただき、議論を行いました。資料の2にあげさせていただいたとおり、多くの意見が出されました。一般企業への就労については、「障害のある人の個に応じた支援が必要。」「障害のある人が働くことに関する情報を企業に提供し、理解を促進するためのシステム作りをすべき。」「障害種別による差別を与えてはいけない。特定の障害者別は働けないというような風潮を生んではいけない。」といった意見が出されました。

次に、就労を継続していくための支援の充実としては、中途障害で配置転換もままならず、やむなく退職した事例などがだされ、そういった際の支援の必要性が指摘されました。また、多くの班で、通勤に移動支援やガイドヘルパーの必要性が指摘されました。

そのほかにも働く際の設備等のハード面とともに情報提供やジョブコーチなどの人的支援の必要性が強調されました。

次に、福祉的就労についても数多くの意見が出されました。「作業所などは理解があり、居心地がいいが賃金や労災、年金などの保証が無い。」、「障害のある人の様々なニーズに応えていくことと、工賃を上げることのジレンマの中に施設はある。」、「就労を通して、地域とのかかわりができやりのがある。利用者の新しい顔が見られる。」、「施設の中で就労の場づくりをする際、新しいものを受け入れない文化や予算の問題がある。」、「工賃3千円、5千円などという水準で働くことにふさわしい対価が出されていない。」などの意見が出されました。

また、所得保障についても「障害者であっても最低賃金は守られるべき。福祉的就労であっても生活保障をしてもらいたい。」や「働く時間として、どうしても長時間働けない障害当事者もいる。働く時間の流動的な運用、最低賃金の見直し、障害者自立支援法の利益の応益負担の見直しをしてほしい。」といった意見が出されました。

次に、就労するための教育・訓練について、「社会に出て行くための社会準備訓練、職業準備訓練が不足している。教育からの就業移行計画の充足を。」といった意見や、「発達障害の方は大学卒業後に就職に躓いたり、二次障害として統合失調症を起こしてしまうことも多い。そういったこともふまえて支援をしてもらいたい。」といった意見がありました。

また、市への要望として、「さいたま市で省庁横断的に障害者雇用を促進すべき。例えば重度の身体障害者の雇用率がどのくらいあるのかなど障害種別毎に細かく公表し、率先して障害者雇用をすることで、市全体に広く啓蒙してほしい。」という意見があったほか、条例に対しての要望として、「働くこと」については、企業、企業で働く人、障害のある人の相互理解が不可欠。条例づくりをきっかけに、さいたま市でも教育、小さい頃からお互いを知る機会、相互理解といったものをきちんと条例の中に盛りこんでほしい。」、「障害者の就労の目的は生きがいを感じたり、障害者の経済的な自立を可能な限り果たすことや、納税できる障害者を増やす視点が大切。」といった意見が出されました。100人委員会については以上でございます。

・第3回条例検討専門委員会ヒアリングについて

それでは、お手元の資料3「第3回条例検討専門委員会ヒアリング報告」をご覧ください。第3回のヒアリングを6月8日（火曜日）に開催をいたしました。参加された皆様は資料の方に記載のとおりでございます。ヒアリングの実施に当たっては対象者に条例づくり、取り組みについて説明し、この条例が、差別解消、権利保障に資する目的を持つものであり、「障害者差別と思われる事例」をもとに、一つひとつの事例に対する責任追及していくものではないとの共通理解の下、まずは参考意見として、抱えている問題意識、課題認識、現状の困難等についてお伺いするかたちで実施いたしました。その中で、主に「福祉サービス」に関する課題についてヒアリングを行いました。

障害者に対する差別については、「障害当事者の意見が健常者にどう理解されるかということも大事だが、障害当事者同士でもどう理解されるかを考えなければならない。」や「障害のある人が当たり前地域社会に参画していないため、地域の方は彼らへの接し方が分からないのではないか。」といった意見がありました。

障害者の雇用については、「福祉事業所の現場では法定雇用といいながらも障害者が雇用

されていない」や「企業側は社員として戦力となることを期待しているので、知的障害者の就労については当事者や支援者が考えるものと地域社会が考えるものとの間に相当のギャップがある。利用者に対して何でも手を差し伸べていくという施設側のスタンスも変えていかないと就労は難しい。」「障害者雇用について、企業は障害のある方がどの程度仕事ができるのかを知らず、障害者に対する偏見と一般的なマイナスのイメージだけで雇用を拒否されてしまう。雇用の領域だけの問題ではないが、社会が障害者について知らなすぎるのが問題だ。」との意見が出されました。

障害者と地域社会とのかかわりについては、「障害のある人をもっと地域に出した方がいい。養護学校や施設で生活するだけでなく、社会での体験や経験を積ませることが大切。同時にそれが地域の人々に障害者の存在を意識させることにつながっていく。」といった意見や「家庭的なコミュニティがあった時代とは違うので、自発的な普及啓発は難しい。地域での普及・啓発には地域イベントや防災訓練などを通じて地域住民が障害者と触れ合う機会をつくるような行政側の仕掛けが必要だ。」という意見がありました。

精神障害や発達障害については、「発達障害の診断ができる医療機関が少ない。もっと増えればいいなと感じる。」や「精神障害がどのような障害なのか理解がないことが問題ではないか。」といった意見が出されました。

行政の役割については、「グループホーム立ち上げに際して、地域住民の合意を得るのが非常に困難だった。最終的に自治会長などを通じて働きかけて合意を得ることができたが、行政はこうした場合を含めて地域社会にもっと介入して、障害者の理解を深めるような取り組みをしてもよいのではないか。」や「行政はこの条例を予算の獲得や施策の振興に役立てて欲しい。また、それに役立つような条例になって欲しい。」といった意見が寄せられました。第3回のヒアリングについては、以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。「第4、5回条例について話し合う100人委員会及び第3回ヒアリングの報告について」ご報告をいただきました。皆様のご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

私から1点事務局にお願いします。資料2 第5回条例について話し合う100人委員会議事録・要約版の裏面で発達障害に関するご指摘で、「二次障害として統合失調症を起こしてしまうことも多い。」という文言がある。これは誤解を生みやすい言葉だと思います。発達障害の方が一般的に二次障害として統合失調症を起こすことが多いわけでは事実としてないので、「なかには統合失調症を発症する方もおられる」とかそういう表現に改めていただけないでしょうか。20歳以前に発達障害のなんらかの診断を持っておられる方で20歳を過ぎて違う疾患単位に変わっていかれる方がおられるということは広く知られているところですが、変わっていく先が必ずしも統合失調症だけに限りませんし、色々な意味で誤解を生みやすい表現のため、訂正をお願いします。

(事務局)

承知しました。

(宗澤委員長)

条例及び条例とあわせて施策推進協議会で施策を考慮する際に必要な100人委員会の

様々なご指摘をいただいています。自由にご意見を伺いたい。

(野辺委員)

資料2の「第5回条例について話し合う100人委員会議事録要約版」の裏側で100人委員会の議論・運営に関するご意見として、「全体の議事録だけでなく、各班でどんな声が挙がったのかが知りたい。」とあります。私も100人委員会で3回ほどファシリテーターをし、最後のまとめで、「私のグループではこういう話が出されました。」と報告をします。自分自身の反省でもありますが、時間の制約もあり、必ずしもきちっとグループで出た意見や議論を報告できず、要約や印象に残った話を話しがちになってしまう。ですから記録として取り上げられている場合もあるし、そうでない場合もある。各グループに記録担当の方がいる。記録担当の方が記録したものをそのまま記録として残し、読みたい人に公開することはできないのか。

(宗澤委員長)

第1回100人委員会の時に、参加者からのご指摘でグループ毎に出したとすると、場合によっては発言者が特定されてしまう。例えばA班の聴覚障害の方といたら、1人しかいないので特定される、といった形になってしまう。従って、そういうまとめ方をしないためにこのような形になってきたという経緯がある。ご指摘あったご意見のうち、各班でどんな声が挙がったのかを知りたいということは、その場に参加しておられれば、100人委員会の当日には班毎の発表をするのでその場で確認できる。紙媒体や電子ファイル上のものは班が特定できないようにというまとめになっている。

(野辺委員)

必ずしも記録担当者の記録したものが全部網羅されているわけではないのですか。

(事務局)

記録係が記録したものは全てデータとして整理しています。宗澤委員長からあった通り、今後プライバシーの部分を極力精査し、あるところで公開することは考えたいと思っています。ただ拙速に出すことでお気持ちを傷つけないよう配慮したいと思っています。

(嶋垣委員)

2回ほど続けて100人委員会を傍聴した。状況が分からなかったのだが、毎回傍聴している人はいるのか。この間、与野本町コミュニティセンターの時にちょっと狭く、グループ間の隙間がない。そこら中から声が聞こえてきて、傍聴するのはかなりしにくいと感じた。逆にあくまでそういう形で「聞く方は聞いていいですよ。」というような形でやっているのであれば、それはそれで構わないと思うが。

(事務局)

当初から傍聴は「途中でも入っても良い」というスタンスでやっている。今のところ傍聴の方の動きを見ていると、1つの特定の班で熱心にお話を聞かれている姿が見受けられる。毎回10名ほど傍聴者がいらしている。また、知的障害者向け学習会に参加して頂いた方で「まずは傍聴から」という形で、後ろで聞いていらっしゃる方もいる傍聴の

方には自由に動いていただいている。聞きづらい形ではありますが、ご理解いただいているものと考えています。前は人数が足りないグループに傍聴の方も参加していただいた。なるべくリラックスした雰囲気であればと考えています。ご指摘いただいた与野本町で開催した第4回は、集まりがバラバラで、グループを早めに統合してしまったため、1グループの人数が多くなってしまった。その結果、人数がいっぱいで移動しづらく、聞きづらくなってしまった。そちらについては反省し、第5回はグループを統合せずに実施するというかたちで改善した。

(嶋垣委員)

毎回出てこられる方と入れ替わりの割合はどれくらいか。

(事務局)

詳しい統計はとってはいないが、終わるたびに100人委員会での輪の広がりもあり、毎回10名程度の申し込みはある。それと同時にいらっしゃらなくなる方もいる。そのあたりの割合はわからない。

(斎藤委員)

第5回の100人委員会でアンケートを配布したが、その集約はどのようになっているのか。

(事務局)

現在のところ、まだ10名ほどの回答しかいただけていないので、これも次回の100人委員会の通知と一緒に送らせていただく。次回の100人委員会でも周知をさせていただきます。ある程度集まった段階でこちらに報告させていただきます。

(宗澤委員長)

できれば、第5回の100人委員会におられなかった委員もいるので、何についてのアンケートなのかもご説明ください。

(事務局)

今までの100人委員会、特に第4回の100人委員会において、名称についても色々なご意見をいただいた。「わかりやすい名前にしてほしい。」等。あと、100人委員会を通じて、「一般市民の方の参加がほしい。」とのご意見が多くございました。基本構想や条例の構成案を一般の方に広く周知していくためにも愛称のようなものをつくって、一般の方の周知に役立てたいという意図から設問を設けた。また、今後の100人委員会について今まで話し足りていないこと、取り上げてほしいテーマについてもご意見を伺いたいと思い、アンケートを実施しました。

(斎藤委員)

その内容の傾向でも今日みられればよかったと思っていた。100人委員会がずっと動いてきて、少し色々なことを考え始めたり、条例への期待が高まったり、あるいはこのままで良いのかという気持ちが渦巻いている。誰もが自由に議論するという方向もとて

も大事なことだが、積み上げていかないジレンマがある。1回1回が散発的になってしまっている。「良いものにしたい」「このことは大事だ」と思う人ほど、もう少し内容にも主体的にかかわっていきたいし、議論の積み上げがほしいという気持ちを持っている方も随分いるのではないか。そのあたりの今後の工夫がとても大事だと思う。条例検討専門委員会で作っていくことの兼ね合いが掴めない中で「ただ来て話しているだけで良いのだろうか。」というような疑問を持っている方もいると思う。第5回「就労について」のように1つのテーマを決めた議論はやりやすいが、その前の第4回「基本構想について」の議論はとても難しく、しかも繋がりがなく「基本構想について」じゃあ、どう議論していったら良いのか、議論したことがどうなっていくのか。今まで100人委員会などで自由に差別事例などを出してきたことがどこに繋がっていくのかが、見えない中での議論になっている。整理をしながら、みんなが参加しながら形にしていく手ごたえみたいなものをつくっていく必要がある。その辺りの工夫をする時期に入ってきているのではないか。

(宗澤委員長)

私も斎藤委員の意見と同様。これまでの流れとしては、基本構想の部分では悪く言えば抽象性がある。ただ、目標のところでは我々が100人委員会に提案したことは、単純化して言うと、人権の保障と個人の尊厳を守るということを基本目標におき、肉付けしたものを100人委員会で話し合ってもらおうという形をとったのが第4回。教育と就労については個別分野の問題としてご意見を受けた。個別分野の話し合いをしていただいたものを総括して、具体的に条例にどう生かすのか、あるいは施策としてどうするのか、この辺りを原案としてできたときに100人委員会にもう一度返していく。この循環を重ねていくことが条例づくりの基本的な方向として私達がこの委員会で確認してきたことだと思う。その上で、教育や就労等の議論、基本構想にかかわってもそうであるが、一番の期待と不安というのは、「これが単純な絵に描いた餅で終わらず、この条例をきっかけに間違いなく地域で生きていくことに権利保障が前進していくのであろうか。」ということであろうかと思う。このことを考えたときに100人委員会の資料1と2の議論を受けても、1つは抽象的に市民とどこかの事業者が頑張るのではなくて、就労を実際に進めていくための市の体系的な対応として、職業準備訓練、職業教育、実際の就労に至る支援、就労してからのアフターケアも含めて、システムチックに展開できるような新しいシステムをこの総合支援センターにある就労支援部門を拠点にしながらどう拡充していくのかというご期待があると前回の就労に関する100人委員会では受け止めた。教育についても一つには「できる限り子ども自身と親のニーズと要望に即した教育が受けられるように」というご意見のベースがあり、ある人は聾学校に非常にアイデンティティを感じている人もいれば、むしろどうしても普通学級に統合してもらいたいという人もいる。これらを就学支援委員会、就学前の支援システムから就学先を決定するまでのシステムの改善。ご本人が納得できるような支援の内容づくり。こういうものを市として、市教育委員会としてシステムチックに「ある人にたまたま出会ったから自分の要望を聞いてもらえた」という話ではなくて仕組みとしてあるというご期待。それが本当に実現できるのかという不安。そういう意味では、例えば千葉であったような「権利擁護システム」というような何か問題が発生したときの権利救済機関のような一般的な位置づけだけでなく、分野毎のシステムを考えていかなければならないということ

これまでの100人委員会からご提案いただいているのではないかと私は受け止めています。それを条例検討専門委員会や事務局、施策推進協議会も含めて、一度原案をつくるという作業がいるのではないかと考えているのですが。

(増田委員)

今の宗澤委員長の話だと、条例で作っていく部分と推進協の計画に反映させる部分と両方にまたがるということで理解してよいのでしょうか。

(宗澤委員長)

どういう形で棲み分けるか。例えば、条例の中に分野毎のシステムということで盛り込み、その具体的な姿はさいたま市の障害者総合支援計画の中に具体化していくということかたちになるのでは、というイメージは持っています。

(増田委員)

先ほどの斎藤委員の話と重なるが、さいたま市の障害者施設連絡会と障害者協議会で学習フォーラムを隔月くらいでやっている。ノーマライゼーション条例もテーマになっているので、前回くらいから「自分達でつくるものなのだ。」というみんなの中の気持ちが少しずつ高まってきた。その気持ちが100人委員会の中で見えていく、「こういう風に進んでいくのだ。」ということが見えるような工夫が必要。それをどういう風にしていくかは検討しなければいけないが、そろそろそういう仕組みがあることが、さらに自分達で考えていく方向性になるのではと期待している。1つは、例えば毎回、「今日はこのテーマです。」というところから入るが、100人委員会の議論の変遷をまとめて圧縮版で伝えていくとか、「条例検討専門委員会は今、こんな風に議論されていますよ。」今日も傍聴の方がたくさんいらっしゃるが、100人委員会に来ている人がみんな傍聴しているわけではないので、「条例検討専門委員会の中身がすごく分かりにくい。」というご指摘もある。正しい答えが想定されていて、それを目指しているわけではないので、進行形も含めて丁寧に伝えていくことが必要なのではないかと思いはじめている。インサイドストーリーみたいなものを100人委員会の冒頭に入れていくのもありだし、「条例検討専門委員会の議論がよくわからない。」と言われているので、それを伝えていったらよいのでは。

(嶋垣委員)

100人委員会はテーマを決めてやっているから分かりやすい部分もあるのでは。専門委員会はこれからそういう段階に入っていくのだから、そうやっていき、分けした内容をやっていくと分かりやすいのでは。確かに今までの部分は基礎的なところをやっているんで、僕も正直、「これからどういう形になっていくのか。」全体像がわからないところもある。宗澤委員長の指摘通り、実効性を出すためにはシステムの形の内容にしないと、さいたま市でできる範囲は限られている。例えば就労の話だと、ハローワークはさいたま市の管轄ではない。そこに指図するのは難しい。でも、「ハローワークが担っている部分はこういうこと。」ということをはっきりさせ、例えば市民の皆さんが相談する時、「これについてはハローワークだよ。」というような部分が見えてくると分かりやすいのでは。今、お話あった就労のことでもお一人お一人が仰っていることはまさにそ

の通りだが、それを全部盛り込むのは非常に難しいし、かえって分かりづらくなってしまふ危険性もある。そのあたりはポイントをついてやる。でも、立ち止まってそこが終点ではなく、その後こういう形に繋がっていくよということがやれば有効性が出てくるのでは。

(宗澤委員長)

増田委員からご指摘あったこの委員会のインサイドストーリーを100人委員会の冒頭で話すということについて、この委員会の内容を公表するには、議事録の承認が形式的にいる。「こんな雰囲気です、今、こういうことについて条例検討専門委員会で話しています。」というようなことを突然言ったところで、皆さんにとって、ここで何を話しているということを伝えたことになるのか。1つは議事録の承認の問題。条例の構想の問題であれば、委員会で構想案をつくって、100人委員会に直接に投げている。そういう形とは異なるインサイドストーリーみたいなものをするに、とても逡巡があった。

(斎藤委員)

基本構想のところは多少提示する時に、今まで説明してきたことの繰り返しでもいいと思うのですが、「このことがここに反映されている。」というようなガイダンスがないと、「専門委員会で勝手に作られてしまった。」というような気持ちを持たれた方もいたと思う。言葉の中に色々なことを埋め込んでいるので、活字だけでは伝えきれず、それぞれの受け止めでの議論になってしまい、気持ちの一体感がつくれない。ほんのちょっとのところが必要だという印象がある。

(宗澤委員長)

つまり、「皆さんの意見を受けて、それを条例検討専門委員会で話し合っ、これをまた返して。」ということが伝わるような伝え方になるように工夫する必要がある。それは早速、次回の100人委員会の開催から何らかの具体的な形で心がけたい。事務局もあわせて協力いただきたい。

(嶋垣委員)

今までの専門委員会のサマリーを提示するということですか。

(宗澤委員長)

具体的に言うと、いくつかの例示、例えば「第何回の100人委員会の中でこういうご意見が代表的なご意見であった。それを受けて、条例検討専門委員会のほうではこういう形で総括をさせてもらいました。これを原案としてお出ししているので、このことについてお話いただけませんか。」というような受け止め方ができるような提示をするという風に理解した。

(嶋垣委員)

僕が思うには、結局、条例検討専門委員会や100人委員会で話している内容と最終的な条例とがつながるイメージをはっきりと描けていない中でテーマ毎にお話しているというのが100人委員会でもあると思う。専門委員会では具体的に入っていくと思うが、

今の段階だと、「私たちが言ったことが条例に落とし込んでもらえるのかしら。」という不安や懐疑心があるのでは。

(斎藤委員)

具体論だけではない。ただ、「良いものをつくりたい」という気持ちがある。そのことを「共有していますよ。」というメッセージだとか、姿勢をつくっていくことがとても大事だと思っている。

(嶋垣委員)

100人委員会と連動するということでは、テーマ毎でお話された内容について、専門委員会ではある程度「こういうところをうまく反映するためにはこういうものがありますね。」というような簡単なまとめみたいなものがないと難しいのでは。

(事務局)

そのような形で次の議題の中で、今までの議論をふまえた上で、お話していただくようになっておりますので、そちらでお話いただければと思います

(嶋垣委員)

就労のところでは、100人委員会での意見の内容を見せていただいた。就労関係についてはヒアリング報告もいただいた。その間の溝を埋めるには、かなり専門的な見方をして落としこまないといけない。それを「分かりました。」というには僕も正直自信がない。

(宗澤委員長)

僕は受け止め方が違う。障害のある方の施策にかかわる領域は広範多岐にわたる。ただ、さいたま市という政令指定都市としての単位があり、いくつか広範多岐にわたる、例えば就労についてご意見・ご指摘を受けている中の、障害者総合支援センターの就労支援部門を拠点にハローワーク、地域職業紹介センター、学校教育の就労の結びつくような取り組みとこれまでも繋げていく努力をしていた半熟状態のシステムがあり、これをもとにいただいたご意見をさらに反映できるようなシステムづくりは工夫次第では可能であると受け止めている。これが、色々な施策領域の中で全てこの発想でできるかということ、例えば医療でいうと、改めて医師会や養育協会と新しいパートナーシップをつくっていかねばならないものもある。しかし、広範多岐にわたるこの領域ならではの問題をさいたま市という政令指定都市でつくってきたものをベースにしながら、いくつかこの条例で盛り込むべき領域ごとの権利擁護システムみたいなものや施策化すべきものというのは、私は整理して総括できると受け止めていた。

条例の構成案について

(宗澤委員長)

それでは、議題の3、「条例の構成案について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮

称)の構成(案)について説明いたします。これまでの、条例検討専門委員会や条例について話し合う100人委員会、差別と思われる事例やヒアリング等の経過を踏まえ、現時点での条例の構成(案)としてまとめさせていただきました。

(1) 総則

まず、条例の目的といたしましては、前々回及び前回の専門委員会でも議論いただいたところですが、続く、この条例の基本理念といたしましては、100人委員会からも再三意見があったように、権利擁護について実効性のあるものとして、その旨を規定したいと考えております。同時に、市としての基本方針を定めたいと考えております。それに関連し、計画や施策についても基本方針を踏まえる旨を規定します。障害者の範囲につきましても、前回議論いただいたところですが、100人委員会の意見も踏まえ、この条例において「谷間の障害者」が生じることがないように規定を設けることとします。次に市と市民の責務についてですが、100人委員会でも相互理解の重要性が強く示されておりましたので、市民及び市、障害者、障害種別間の相互理解を深める旨の規定をおきます。また、啓発等を含め、地域に障害者を受け入れる環境を整備することも明示いたします。

(2) 障害者の権利擁護

次に、障害者の権利擁護についてですが、障害者への差別禁止と差別の解消・防止の項目においては、前回の基本構想にもあったとおり、「条例における「差別」とは、国連障害者権利条約における「合理的配慮」を欠いた状況であり、直接的又は間接的に行われたもの」との規定をします。また、「差別の解消において、特に悪質なものと故意に改善を放置した者については、事例や事業者名などの公表などの一定のペナルティ」を設ける方向で規定します。その次の「障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止」と「障害者への差別・虐待の解消のための機関と措置」についてですが、いわゆる「障害者虐待禁止法」については、国会において与野党争いが無いとのことで早晚成立かという状況でございましたが、審議されておらず、今の通常国会で廃案になることが濃厚です。基本的には、法の成立をにらんだ形で、虐待禁止法において委任された事項において規定する方向で考えておりますが、引き続き、国会の動きを注視して参りたいと考えております。なお、差別解消のための機関については、差別事例を調査・審議し、取り扱いを判断する機関等を設置する規定を置きます。また、その機関等が行う勧告や公表に関する事項を定めます。障害者の権利擁護のための措置といたしましては、現在、市において要綱で運用を行っている成年後見制度の内容を充実させ条例化します。

(3) 障害者の自立及び社会参加の支援

次に、障害者の自立及び社会参加の支援についてです。障害者の生活支援の促進の部分には、100人委員会の御意見に従い、居住に関する支援について市の基本的な指針等を定めることとします。また、福祉サービスへのアクセス保障やサービスの量的・質的な改善などについての基本的な指針を定めます。同時に、就労支援・雇用について各事業者等が守るべき指針を定めます。なお、就労の分野につきましては、平成22年4月に労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会より出された、中間的な取りまとめを抜粋させていただきましたので、参考としていただければと

存じます。いずれにいたしましても、これらの具体的な規定は、100人委員会における議論の状況を踏まえたものとして参ります。障害児・者のいる家庭への支援の促進につきましては、地域自立支援協議会を支援の中心に置くと共に、地域の相談支援機関である障害者生活支援センター等や各機関の連携を明記します。障害児・者への教育の促進につきましては、先だつての100人委員会の議論にもありましたように、教育の目標・内容・手立てとして、それぞれの子どもに何が必要か、何がふさわしいのかを見極めることを確認し、それぞれの子どもにふさわしいニーズに即した学校や教育を選択できるように指針を設けます。障害者への情報提供の促進については、主に障害者に対する情報格差を是正する指針を設けます。また、障害者の社会参加基盤の整備促進については、市内の事業者や市民の協力のもと、障害者の活動範囲の拡大に寄与する指針を設けるとともに、交通基本法の制定などの状況を注視し、100人委員会でも御意見の多い移動支援の充実を目指す指針を設けます。

(4) 条例の推進体制

最後に条例の推進体制についてですが、条例が適切に施行されるよう、さいたま市は計画に従い市障害者施策推進協議会に年次報告を行い、市障害者施策推進協議会は、その年次報告に対して提言を行い施策に反映させていく仕組みを作ります。

つづいて資料の5を御覧ください。こちらは、各法令とこの条例の関係について図式化したものでございます。この条例の位置づけですが、障害者基本法を踏まえつつ、国において未制定の権利擁護関係の部分を補っていく位置づけとしたいと考えております。福祉サービス関係とバリアフリー関係につきましては、国の法律がありますので、基本的には法令に従い運用されていくものと考えておりますが、市の指針を示すことにより、条例の精神が各施策の運用において生かされていくようにしたいと考えております。なお、本日は参考といたしまして、他の自治体の条例のうち、これまで専門委員会及び100人委員会において論点となっている部分を抜粋したものを配布させていただいておりますので、併せて御覧いただければと存じます。事務局からは以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。資料4の「条例の構成(案)」の部分でこれまでの100人委員会及び条例検討専門委員会の議論をひとまず受けて、この構成(案)を資料としてお出ししています。このことについてご意見・ご質問を受けたい。何かございますか。

(斎藤委員)

質問ですが、資料の中に2つだけ(参考)の囲みが入っている。『労働・雇用分野における障害者権利条約への対応のあり方に関する中間的な取りまとめ【抜粋】』と『交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて 中間整理 国土交通省』。ここがどうして抜け出されているのか、意味がよくわからないのでご説明いただければ。

(事務局)

こちらにつきましては、先ほど説明しました通り、資料5で各法令関係と条例を図式化している。特に移動につきましては現在国でこのような形で検討が行われている。した

がってこちらの法整備がされた後はそれに従い、条例にも影響が及んでくるという動きを示した。議論の内容について方向性を載せることにより、この条例の方向性を自ずと規定できるのではないかとということで参考として載せた。労働についても現在中間的な取りまとめということで、職場における合理的配慮の方向性が出てきていますので、この条例についてもこうした流れを認識しながら議論していけるよう参考資料として示した。

(斎藤委員)

そうすると条例ですから、国の様々な法制度との兼ね合いがあると思うが、第5回の100人委員会では宗澤委員長から、国は国で動きがあるけれども、「さいたま市でできることを。」というような話もあった。就労の100人委員会のところでも、いわゆる福祉的就労といわれている方の実際の経済基盤の問題や、「障害のために週の就労時間が限られている方は家族がいないと生きていけない。」というような話や「無権利状態に置かれている。」という話もあった。国の中間取りまとめでは権利条約の働く権利の検討の入り口段階で「福祉的就労」を除外して検討していることがそもそも問題だと私は捉えている。一般の雇用関係にある雇用の現場に限った議論ということで絶えず検討会の議論が採ってきた。国の制度改革推進会議では、「そうでない障害者の働く権利の問題を捉えなければならないのでは。」という話もあるので、ここだけ抜粋をするのはいかなものか。国土交通省の参考資料も入っている内容が地域主権の一括推進法と絡む中身が出ているものもあるので、例示するのであれば、全体の関係も含めて例示していかなければ、この部分だけが一人歩きする危険があるのでは。

(宗澤委員長)

労働雇用の部分では、ご指摘があったように、いわゆる福祉的就労については含んでいないという主旨をはっきりさせておく限定が必要だと私は思います。

(嶋垣委員)

今の話を聞いていても、「就労」といっても、ある程度区分けして考えていかないと、いわゆる「障害者雇用」、「障害者就労」と一言で片付いてしまうようなことがある。でも現実をみると、「福祉的就労だところだ。」「一般企業での就労だところだ。」という形でそれをどういうものにするか。結局、それなりの仕組みができていても、それにアクセスできないような状態にある人がかなりいる。地域として一番重要なことは「相談窓口がこういうところにありますよ。」というのが医療でも教育でもそういう方たちが分かるような仕組み、システムチックに、ということが地域で一番大事だと思う。「障害者雇用率をさいたま市でもっと企業は上げてくださいね。」という話をしても、単なるタイトルでしかない。「知的障害や精神障害の方はこのように働いていますよ。」「こういう仕事であればかなり戦力になりますよ。」ということもあると思う。最低賃金の話もある。また、雇用形態においては、実際は正社員だけでなく、契約社員の方で、1年1年の契約ということをものすごく不安に思いながらやっている方もいる。全てにおいて色々な制度があってもそれにアクセスできない人に対して、いかにアクセスできるようにしていくのか。その辺りを地域としての条例であれば、中心に考えていただければと思います。

(宗澤委員長)

この構成(案)の「(3)障害者の自立及び社会支援」ということでここから領域別の問題が出てくる。その最終的にどうするかは別にして、とにかく、アクセシブルな、地域におけるシステムチックな対応を就労、教育、その他の領域においてもしている。そういう中身がはっきりとするような形にはしたいと私も思います。ただ、具体的な施策のところでは細かく対応しなくてはいけないことについては、条例の文言として入るということではないかもしれない。考え方の基本、例えば嶋垣さんからご指摘いただいた、就労についても広範多岐にわたる色々な問題がある。それぞれの多様な立場にある人がこれまでの就労支援の機関に必ずしもつながっていない方も大勢いる。それをフォローしていくようなシステムチックな対応をするというのが、1つには就労に関する権利保障の基本的な方針、考え方であるということがはっきりと明記されているような方向は、私はとりたいと思う。

(嶋垣委員)

就労であれば、「さいたま市では就労したい障害者やそういう方たちを最後まで面倒みますよ、相談に乗れますよ。」というようなことを出せるかどうかだと思う。結局それが当事者にも安心感になる。市民の方に対してのさいたま市の姿勢が出ると思う。僕は単純にそんな形で考えることが必要だと思う。

(増田委員)

いくつかある。「障害者の生活支援の促進」の中の項目として、「就労支援・雇用」が入っているというのは少し扱い方が軽いのではないか。「就労支援・雇用について各事業者などが守るべき指針を定めます。」というのが労働について触れられているところだがこれはちょっと違うのでは。それがあるのはいいのだが、障害のある人の働き方の多様さを認めることだとか、それに向けてさいたま市にできることというのは広がりがある内容だと思う。この(参考)はやはり少し偏りがある。こういう参考を入れるのでは、他のことと併せて入れるというのであれば分かるが、これだけでは、障害者の多様な働き方を示す例示にはならないと思うので、そのバランスが必要だと思う。また、「障害児・者への教育の促進」というところで学校教育と生涯学習となっている。私が上手に報告できなかったところで気になっていることとして、第4回の条例検討専門委員会の構成案の議論の時に、「子育て・保育から子ども達と一緒に過ごせること。」「基礎教育からではない。」ということを書いたかった。子育て・保育から含めて障害のある子が一緒に暮らせるような方向性を入れたい。どこかに入ってくるかと思うが、災害時の問題や政治参加の問題で議論の中で色々出てきているかと思うので、そういう具体的なことを入れていく必要があるのでは。「(4)条例の推進体制」のところでは、年次報告を上げて施策推進協議会が提言をして反映をさせていく仕組みというだけでは弱いという気がする。年次報告には必ず、障害のある人や家族の実態を把握して年次報告をつくるなど、もう一步踏み込んだことがないと、実際に事が前に進まないのではないかと考えている。先ほどの事務局の説明でよく分からなかったが、国の法律に定められているものについてはその範囲の中でということだと、たぶん100人委員会の勢いがさーっとひいていくような印象がある。例えばそこはもう少し、さいたま市でできることを、さいたま市で考えられることを打ち出していないと、100人委員会に来る人がいなくなっ

まうのではないか。

(野辺委員)

「障害児・者がいる家庭への支援の促進」と「障害児・者への教育の促進」ということが構成(案)として柱にあるが、ここがもう少し具体的にどういう考え方で支援、どういう教育理念で促進していくのかを明記していくような条例にしていかなければいけないと思う。5月24日に内閣で「障害者制度改革推進のための基本的な方向の第一次素案」が発表されたが、やはり、障害者と障害のない人が小さいときから差別を受けることなく共に生活をして共に学ぶ、インクルーシブな教育を実現するというのがこれからの大きな日本の方向性だと私は思っている。そのあたり、100人委員会でも小さい時から混ざりあってお互いを理解できるような教育現場を。ところが今は、特別支援学校という中でやはり現実的には分離教育がむしろ進んでいっているような懸念が100人委員会の中での発言であった。ここにも傍線を引いてあるところでは、100人委員会の意見を反映して取り上げたものと注意があるが、例えば教育の促進のところ、「それぞれの子どもに何が必要か、何がふさわしいのか見極めることを確認し、それぞれの子どもにふさわしいニーズに則した学校や教育を選択できるように指針を設けます。」とある。もちろんそうだが、この主語は誰なのか。その辺りの大事な問題をこれからきちんと討議して条例に反映させていくのが条例検討専門委員会の役割でもあると思う。就学委員会が学校を決めるわけではない。「本人や保護者の意思を尊重し、最終的にその人たちが学校選択権を持って教育を受けられるようにした。」そういう条例を私は考えている。これはあくまでも構成(案)ですから、具体的な文言についてはこれから検討していくと思うが、インクルーシブな教育の方向性をきちんと明記した条例にしたい。

(鈴木委員)

具体的に例えば、「重度の身体障害者の子供で保育園に入りたいけれど、チューブがあって大変なので入れません。」といったことを解消するのはどこに入るのか。「幼稚園に入りたいけれども自閉症が重いので入れない。」というのに対して、そうでないようにして下さい。というのはどこに入るのか。構成(案)にはないのでしょか。

(野辺委員)

それはこれから条例を細かくしていきますよね。これはあくまでも骨子ということで、これから検討していくのですよね。構成(案)、条例(案)とはどういった扱いのものなのかが見えにくい。

(平野委員)

議論の中で、条例の中身をどうつくっていくのかという議論と、条例づくりをどうつくっていくのかということが混雑している。また、条例検討専門委員会がどう議論していくのか、条例検討専門委員会と100人委員会との関係をどうつくっていくのか、4つくらいが混雑している。

鈴木委員、増田委員、嶋垣委員から出された話はシステムや調査、重度の子への対応をどうするのかということなど、「どういう形でどういう風に盛り込みましょうか。」というのは条例の中身の議論だと思う。この間、条例の作り方の問題。「100人委員会とど

う連動させるのか。」ということ。ここは一体のものだが分けて考えないと混乱する。今は中身の議論をしなければいけない。ここは私達も100人委員会に参加し、傍聴し、議事録から「こういう形で入れましょう。」という議論をしていかなければいけない。ただ問題は作り方の問題、「議論したものをどのように返すのか。」「100人委員会から出た意見をいかにうまく出していくのか。」この相互循環がすっきりしなくなってきた。条例の中身に関しては、ここまで辿り着いたのは1つの成果。今までは理念や考え方について議論だったが、ここから形の問題になってきた。具体的にどういう形で、どのようなものを入れ込むのか、どれに入れられないのかという議論がここから始まる。条例ですから、全部はできないので、そろそろポイントを絞ってきて、「どこまで条例に入れるのか。」「どういう形で市がやれば進むのか。」そういう議論を本格的にしなければならない。それが条例検討専門委員会の役割。もちろん元に戻ることもある。そろそろ構成を煮詰めて、どういう項目を入れるか、枠ができるとその後、要綱になる。それが具体的に形になり、条文になっていく。この段階では「何を入れるのか。どういう形で入れればよいのか。」子どもの教育で言えば、「教育が大事。」というだけでなく、「もっと早い段階から一緒に過ごす。」「ただ一緒になるのではなく、もっとプラスの形で一緒になる。」というようなポイントを出して絞っていくことが鍵になる。この論議をやっていかないと、次の要項をつくれぬ。これができる、これができないというものも出してもらわないといけない。

100人委員会の理想を言えば、自分達の意見をどう反映されたかが見えるのが一番良い。今回、事務局が100人委員会からの意見のところに傍線をひいている。それを確認してもらい、「出した意見がこうなりました。」というのが見えれば、「自分達の意見がこうなった。」「ここが入らなかったのは何故なのか。」ということにもなる。「自分たちがこういうことが大事だと思うので何とかしてほしい。」という形で返していくことが大事。こういう形で見えてくることが大事。100人委員会では言いっぱなしになっている心配があると思う。雇用の問題が大事。しかし、全部市でできるわけではない。「市でここまでできる。ここからはできない。」と言われるとある程度安心する。「市でここまでできる」ということをどうやって深めましょうか。「ここは国に持っていくしかない。」ということであれば、「条例には入らないけれど、国に対して市はどのように働きかけていくのか。」という議論ができる。返ってこないということが大きい。返す工夫をしないと。

もう1つ、100人委員会をお願いするとしたら、形の議論をどうするかというステージに変わってきた。「要綱のこの部分についてどうするか。」について議論してもらおう。そうすると、市民の方が参加できなかった部分。就労の問題であれば、事業者を呼ぶなどをして、形として議論できるものにすれば、100人委員会の伝え方の工夫としては、「皆さんの意見をもとにして、専門委員会で話し合い、こうなりました。」構成(案)を媒介にして返していくほうが分かりやすいのでは。「この部分は意見として出されたが議論が必要なので話して下さい。」と伝える、「就労の位置づけはこれでよいのか。独自の位置づけが必要なのではないか。」という議論をする。四角のところは、中に入れずに、後ろに参考資料としてつけるくらいが、ニュートラルで良いのでは。そろそろ100人委員会を変えていくということも含めて、次のステージに向かって、前に進んでいく

(嶋垣委員)

そういう意味では(参考)となってしまうと思うが、(参考)で乗っかっているこの2つについてはさいたま市では何もできない。『労働・雇用分野における障害者権利条約への対応のあり方に関する中間的な取りまとめ【抜粋】』では、「就労における合理的配慮をするためには、いわゆる中小企業には助成金を出しましょう」という結論になっている。これは企業と厚生労働省との話であってさいたま市は入り込むことは一切ない。こういうものは条例に盛り込んだって書いてあるだけになる。

ものすごく法令が動いている。『交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて 中間整理国土交通省』にあるバリアフリーのところだって、国交省で「駅のエスカレーターや今の形では撤廃しろ。」となっている。これは「制度としては必要だが、天下り法人が入る今のやり方はおかしい。」となっている。「地域にお願いすることはお願いしよう。」と出てきているが、さいたま市ならさいたま市としてただ単に仕事を渡されたって財源がないとできない。そういうものを含めて実際にやれる部分はメリハリをつけていかないと、謳い文句として「やりますよ。」と言っても、予算がなければできないところもある。国でやっているところは国でやって、「さいたま市としてはある程度準備があるよ。」という姿勢を出さないと強いものにならない。

(平野委員)

確かに、法律や条例でできない部分があるのは事実。でも何もできないのかということ、そこを考えるのがポイント。先ほど、増田委員からの提起があった「就労支援・雇用について各事業者などが守るべき指針を定めます。」とある。条例だと指針を定めるという形になると思うが、「どういうものを入れ込めばいいのか。」という議論をここでできれば良いと思う。事例として、埼玉県草加市で障害者の計画をつくるときに、「障害者の雇用の問題をどうするのか。」という問題にぶつかった。そこで、商工会の方に来てもらって話をしてもらった。「どうすればいいのか。市でできることは何か。」という話になった。もちろん助成金のこともあるが、中小企業が多い草加市において一番の問題は「マッチングしていない」「ノウハウがない。」ということであった。「障害者にどう接したらよいか分からない。全ては求めないが、分からない部分を何とかしてくれるということ市でやってほしい。」「特に精神障害がわからない。肢体不自由なら分かるけれど。」という意見であった。市で施策化したこととしては、草加市にある発達障害者支援センターの事務文書に「職場の就労のアドバイスをします」ということを入れた。それと共に、生活支援センターから職場に出かけてアドバイスするというのを、50万くらいの予算をつけてやった。「全てはできないけれど、今、市ならこれができるのではないか。」ということを考え、指針化していく。そういう議論をしていけると深まると思う。

(斎藤委員)

第4回の100人委員会で象徴的だったと思うのが、「この条例の基本構想の最初の目的のところになんで『障害者の権利』と入れるの?」という議論が出たグループがあった。皆さんが「対等な市民でありたい。」という気持ちとしては、そういうことでない様々な体験を重ねてきたからの思いであると同った。そういう期待や思い入れがこの条例づくりに非常に強いと改めて感じた。その中でのまとめとして、宗澤委員長から、「なぜそうなのか。」という話がされ、私はその通りだと思った。その部分はおそらく各論の議論

をしていく時も、必ず条例の肝の部分、目指すところの思いに違いがあって、議論がぶれていく要素があると思う。繰り返し構図みたいなものは整理していく必要がある。障害があるとなかろうと共通の部分がある。障害の種類や程度に関係なく、「障害がある」ということで共通なこともある。個々の障害に由来するものもある。その辺りが当事者やご家族の皆さんの気持ちも含めて、「条例が一体どこを目指していくのか。」ということとはブレに繋がっている。思い切って今の議論のように、100人委員会でも「こういう経過があるから、ここは難しい部分もあるが、みなさんどうだろうか。」という投げかけもしていったほうがよいと思う。その時、思い入れの問題が繰り返し出てくるということを、改めて押さえていかなければならない。みなさんで率直に意見を出し合えたのは良かった。

(宗澤委員長)

私は先ほど平野委員がおっしゃったことに加えて、逆に「国の法制度ではっきりしているから、では自治体できっちり取り組まれている。」というようになっているのかということ、自立支援法以降、必ずしもそうっていない。さいたま市での相談支援事業と他市の相談支援事業は実態として似て非なるものになっている。そういうことはたくさんある。例えば、高齢者の虐待防止法もあるが、自治体によって高齢者虐待防止への取り組み方、ひどい場合は、「あと一日放っておいたら死ぬかもしれない。」という状況でない限り自治体は介入しないという自治体も全国ではたくさんある。逆に、国の責任を一方で問いながらも、あるいはそこを1つの自治体で取り組む担保の条件としながら、今、さいたま市の諸要件の中で、「例えば就労であれば、どこに工夫ができるのか。」ということの根拠になるようなことを条例に書いていかなければならないと思う。その工夫の具体的なあり方は施策のあり方として具体的に検討しなければならない部分もある。私としては特に構成案「(3) 障害者の自立及び社会参加の支援」以降のところを柱立ての仕方。就労なんて一言で括っていいのか、分けるとしたらどのように分けるのか、教育の目標・内容・手立てという部分を、生まれてからの子どもの成長と発達、成人以降の生涯学習も項目として出てくるような柱立てにするのか。特に(3)についてどういう柱立てにして、これまでの議論を受けてどういう内容のものにするのか、ということに至急実務作業としてやるしかないと思う。今すぐ平野委員からの意見にあったように、例えば「各事業者が守るべき指針について具体案を出してください。」みたいになったところで、まずどの柱立てにするのか、これまでの議論の中でどんなことが大事だと指摘されてきたのか。条例は細かなことの根拠となる1つの法的なものなのだから、細々としたものは「こういう根拠を明らかにした文言であれば、施策で取り上げることができる。」という考え方に基づいて、原案をもう一度実務的に整理する必要があると思う。これまでに出てきたご指摘、ご意見、100人委員会も含めて、この構成(案)の中で、施策をつくる根拠となる条例としてどういう柱立て、どういう内容のものにするのか、この作業をした上で、整理したものをもう一度議論するというような形にさせていただきたい。

(柴野委員)

構成(案)をみて思っている感想。1つは(1)(2)(3)(4)に分けたのは何か理由があるのでしょうか。

(平野委員)

条例の一般原則です。法則を頭に持ってきて、権利擁護、実施部分、推進体制というのが一般の部分。それ以上他意はない。

(柴野委員)

私の印象としては「(3)障害者の自立と社会参加の支援」の言葉の受け止め方によるが、「(2)障害者の権利擁護」の中にある、「障害者の権利擁護ための措置」とどう違うのか。まさに権利擁護のためにやっていることが就労であり、教育であり。権利の規定としての条例とすると、何となくこれはどうなのか。あえて権利擁護の項と社会参加の支援の項を分ける必要があるのか。別立てにしないで、流れの中での権利擁護の一環なのでは。各論については、先ほどの議論であったような色々な視点でやるべき。あと、「ペナルティを設けます」とはっきり書いてあるが、ペナルティはいろいろな意味合いもある。例示として、「事例や事業者の公表」と書いてあるが、「公表」ということがペナルティなのかという議論もある。色々な表現の自由の中で、「こういうことがありましたよ。皆さんどう思いますか。」という場を設けるという意味では、「障害者も障害のない人も同じなのでは。」ということから言うと、「ペナルティ」という言葉自体はどうなのか。それとの兼ね合いで、施策について「(4)条例の推進体制(モニタリングと計画の策定)」の中にもそういう差別事例や合理的配慮、その他についても議論できる場や行政に具体的にこの権利擁護として認められている具体的なものを申し出るシステムみたいなものがあつたらいいと思う。

(宗澤委員長)

柴野委員からご指摘いただいたことも含めて論点整理をしておしてみる。論点整理に必要なご意見としては色々いただいた。論点整理をするために、なお付け加えたい内容があれば最後受け止めたい。

(斎藤委員)

内容面で2点だけ。「障害者の権利擁護のための措置」のところに、「成年後見制度の利用を促進します。」とあるが、これは、私は違うと思う。成年後見制度は権利を剥奪する機能がある。選挙権がなくなってしまう。施設の方でも、どうしても財産の関係で成年後見制度を利用されなければいけない方がいるが、この夏の選挙でも選挙権がない。本当にこれは辛い話。その辺りも含めて、「これだけが権利擁護なのだ。」というステレオタイプ的な捉え方や狭い捉え方はちょっと避けたほうが良いと思う。あと、施策推進協議会で聴覚障害者の団体の代表の方がいつもおっしゃっているが、「情報提供」というのは情報へのアクセスの問題で手話や要約筆記などの手段もあって、必ずアクセスだけでなく、コミュニケーション、「一方通行だけでなくコミュニケーションも含めてが、人として生きる権利の内容だ」ということが大事なのだと思う。もう一度論点から、中身をつめていくなかで、そういうことを深めていく作業をみんなでやっていくことが大事だと思う。

(宗澤委員長)

柴野委員のご指摘にあった、権利擁護は全体にかかってくるはずだということは、私も

そう思った。成年後見制度が権利擁護のための措置として出てくるというのは権利擁護事業というネーミングで始まっているから、ただそれだけの話だと思う。成年後見と選挙権の問題については、私見ではあるが、成年後見だけの問題ではなく、選挙法の問題ではないかという理解もしてきた。つまり、成年後見が剥奪しているという理解でよいのか。そこは疑問に思う。要するに、権利擁護のための措置を成年後見に限定するということは私も少し違うと感じている。今のご指摘も含めて整理させていただきたい。

(平野委員)

先走った議論になるが、先ほど斎藤さんから、今の雇用対策は「福祉的就労」を除いているという話があった。テクニカルな問題として条例をつくる時には、長い説明ではなく、ちょっとした一言、二言が意味を持つ。例えば、「就労支援・雇用について」というところに一言、(福祉的就労も含む)と書くだけで入ってくる。こうした軸の違いが色々なところに影響する。()は除く)とすることもでき、プラスにもマイナスにも働く。何がポイントなのかということを出していくと、条例がもっとしまってくる。たくさんものを条例に入れ込めないが、ポイントとなるものを1つ入れていくだけで変わってくる。柴野委員からの指摘であったが、「権利を旨として」と入れてあげるだけでも変わってくる。そういう議論ができてくるとよいのではないか。テクニカルな問題だが、ちょっとしたことで変わってくる。ポイントがどこにあるかが見えてくると良い。野辺委員の意見であったが、「小さい時からただ一緒」ではなく、「差別なく、分け隔てなく一緒」ということがポイント。障害児がいて、わびしい思いとか、差別されている状態ではない。差別されない状態であることが大事。それが入るか入らないかで意味が違ってくる。そのあたりの肝になる言葉をどのように入れていくかが重要になってくる。

(嶋垣委員)

千葉や北海道の条例で「一番欠けているものは何か」について考えていた。項目毎に医療、就労、教育というテーマでやってきている。ヒアリングを同時進行で何って一番分かるのが、結局、項目毎でほとんどつながりがない。単純に医療について障害者とのかわりとしては、身体障害者手帳もらうためには、医者の診断書がある。障害年金もらうためにも医者の意見書がある。何らか医療とのかわりがある。だが、色々なことについては福祉について聞かないといけないことがある。就労については障害者就労支援センターにいかないと分からない。地域でできることとしてはそこがきちんと繋がっていて、それが連携をとることによって、地域のなかでの当事者の生活がかなり改善される。そういうものが一般の市民の方達にもある程度のネットワークが必要だということが条例の中に入っていないと地域の条例としてどうなのかなと思う。千葉や北海道の条例ではそこが感じられない。

(宗澤委員長)

分野の垣根を越えた機関連携、既に100人委員会でご指摘いただいている市庁舎の中の縦割りの問題。つまり分野横断的、地域で生きる人の必要から医療も教育も労働も福祉も必要に連携して答えていけるようなシステムについて、条例文としてどういう柱立てがふさわしいのか、そこも含めて論点整理の作業をしたい。

3. その他

(宗澤委員長)

それでは「その他」に移りたいと思います。

(事務局)

本日の追加資料ということで配布しました。「条例についての学習会(教育)実施要領」をご覧ください。教育の問題で色々な議論をよんでいるところです。学習会という形で北九州市立大学文学部の小賀久准教授をお呼びして教育についての講義ということで企画した。平成22年7月24日18~20時を予定しています。浦和コミュニティセンター 第13会議室での開催を予定しています。広報については、基本的には100人委員会向けということで、主に100人委員会の皆様に通知する。あとは養護学校や市内の特別支援学級、特別支援学校のPTA等を通じて募集等をしたいと思います。あわせて条例づくりのこれまでの概要について説明させていただければと思っています。

(宗澤委員長)

目的のところ「学校教育の在り方等について」というところを「これからの地域生活の在り方等について」としていただけませんか。

(事務局)

変更させていただきます。

(野辺委員)

26日にヒアリングで西原小学校に行く一人ですが、どうして西原小学校を選ばれたのですか。

(事務局)

昨年度まで条例検討専門委員でいらっしゃった玉井先生が新しく赴任された学校というところにご協力をお願いした。

(嶋垣委員)

モデル校とかではないのか。

(宗澤委員長)

たまたま玉井先生が赴任されたところなので、あるがままの実情をお伺いできるということを期待している。

(宗澤委員長)

それでは以上を持ちまして本日予定した議論は終わります。事務局のほうから何かございますか。

(事務局)

次回以降の日程についてですが、7月20日火曜日、19時から、障害者総合支援セン

ター２階研修室で行います。また、次回の第７回条例検討専門委員会では、「条例について話し合う１００人委員会」の報告や本日の議論を踏まえ、条例の「要綱案」について議論をいただきたいと思いますと考えております。

４．閉会

（宗澤委員長）

それでは、以上をもちまして、「第６回条例検討専門委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。